

京司発第 21-061 号
令和 3 年 9 月 3 0 日

各 位

京都司法書士会
会 長 山 本 拓 生

**新型コロナウイルス感染症による司法書士会館の事務局開局時間短縮及び
土曜日の閉館の解除について（お知らせ）**

新型コロナウイルス感染症につき、発令中の緊急事態宣言について、京都府を解除するとの発表がありました。

これにより、感染症の拡大を防止するため職員の通勤の抑制、会館事務局の開局時間及び職員の勤務時間の短縮並びに土曜日を閉館させていただいておりましたが、下記の日時より通常勤務体制となりますのでお知らせいたします。

なお、職員はマスクの着用等感染防止対策なども含めての対応、一部テレワークによる業務となりますので、御理解の程をお願いいたします。

記

【通常勤務の開始日】 令和 3 年 1 0 月 2 日（土） から

【会館の開局時間】

- ・ 月曜日～金曜日 9 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0
- ・ 土曜日 9 : 0 0 ～ 1 4 : 0 0

以 上